



申告が必要な人

① 所得税の確定申告

- ◆ 事業所得(営業、農業)や不動産所得などがあり、所得合計額が所得控除額を上回る人
- ◆ 給与収入が20万円を超える人
- ◆ 年末調整済みの給与所得以外に、他の所得と給与収入(副業)の合計額が20万円を超える人(給与所得以外に20万円以下の所得がある場合は町県民税の申告が必要)
- ◆ 譲渡所得があり、特別控除や特例などの適用を受ける人
- ◆ 年末調整を済ませていない給与または年金収入があり、所得税の納付もしくは源泉徴収税額分の還付を受ける人
- ◆ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受ける人
- ◆ 給与所得者で年末調整の内容(扶養控除など)を変更する人(※還付などを受けるために確定申告をする人は、20万円以下の所得についても申告が必要です。)

② 町・県民税の申告

- ◆ 年末調整済みの給与所得以外に、20万円以下の所得または給与収入がある人
- ◆ 事業所得(営業、農業)や不動産所得などがあり、所得合計額が町県民税の控除(扶養控

除、社会保険料控除などの合計を下回る人
所得がない人

※国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の算定軽減判定等をするために、町県民税の申告が必要となります。

※所得税の確定申告をすると、町県民税の申告をしたものとみなされます。

申告に必要なもの

- ◆ 申告書(事前に送付されている人は必ず持参してください)
- ◆ 認印(朱肉を必要とする印鑑)
- ◆ ※所得税の振替納税を初めて利用される場合は、金融機関届出印
- ◆ 還付申告の場合は、預金通帳など申告者本人の金融機関の口座がわかるもの
- ◆ 源泉徴収票(給与収入または年金収入のある人。コピー不可)
- ◆ マイナンバーカードまたは通知カード
- ◆ 本人確認書類(免許証・パスポート・在留カードなど)
- ◆ 收支内訳書(営業、農業、不動産所得のある人)
- ◆ ※事前に収入や必要経費をまとめた收支内訳書を作成してください。
- ◆ 社会保険料納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などを納付している人)
- ◆ ※国民年金保険料は、日本年金機構が

ら送付された控除証明書を必ず持参してください。

- ◆ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ◆ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(障害者控除を受ける人)
- ◆ 医療費の領収書(医療費控除を受ける人)

※事前に受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。

- ◆ 寄附金控除証明書(寄附金控除を受ける人)
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係書類(住宅借入金等特別控除を受ける人)

※初めて控除を受けられる場合は、借入金等年末残高等証明書、敷地・家屋の登記事項証明書、住民票の写し、敷地・家屋の売買契約書等の写しなどが必要となりますので事前にご準備ください。

- ◆ その他の所得や経費の証明書類

平成28年分の「公的年金等の源泉徴収票」は、1月下旬ごろ、日本年金機構などから国民年金や厚生年金などの老齢年金受給者に送付されます。申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

なお、障害年金や遺族年金は、課税対象ではないため、受給されていても源泉徴収票は送付されません。

今年から変更となります

平成28年分の確定申告から左記のとおり変更されます。内容をご確認いただいた上で申告してください。

★マイナンバーの記載が必要となります。

平成28年分所得税確定申告および町・県民税の申告から申告書にマイナンバーの記載が必要となりました。それに伴い、マイナンバーの確認および本人確認が併せて必要となりますので、必要書類をご準備のうえ、申告をお願いいたします。

★海外にお住まいの被扶養者各個人に送金証明書等が必要となりました。

日野町にお住まいの方で、海外にお住まいのご親族を扶養とされる場合には、各個人への送金証明書等の確認が必要となりました。

このことにより被扶養者への送金が確認できない場合には、扶養控除が適用できませんのでご注意ください。

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

受付会場 役場 3階 301・302会議室

受付時間

午前の部：午前8時30分～11時(相談開始：午前9時から)

午後の部：午前11時～午後4時(相談開始：午後1時から)

所得税の確定申告および町・県民税の申告はお早めに

平成29年度町・県民税の申告と平成28年分所得税の確定申告が2月16日(木)から始まります。期間中は大変混み合いますので、今から必要書類を準備し、早めに手続きをお願いします。

公的年金等を 受給されている人へ

昨年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の他の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告を行う必要がありません。

なお、医療費控除などの各種控除を受けて所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができません。

※公的年金等以外の他の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告が必要ない場合であっても医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けるためには町県民税の申告を行う必要があります。

事前にご準備ください

①農業所得のある人

農業所得は、営業所得などと同様に収支計算が必要です。

収支計算とは、その年の1月から12月までの1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する方法です。

あらかじめ収入や経費を科目ごとにまとめ、収支内訳書(農業所得用)を作成してください。収支内訳書の用紙は税務署や役場税務課で配布しているほか、国税庁ホームページにも掲載されています。

※収支内訳書が作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。確定申告書とともに提出する書類は、収支内訳書だけです。

②医療費控除を受ける人

本人または本人と生計同一にある家族が、病気やケガなどで治療を受け、一定額以上の医療費(医療を伴う介護サービスにかかる自己負担を含む)を支払ったときは、医療費控除を受けることができます。

一定額以上とは、

(1) 総所得金額等が200万円以上の人
上の人は医療費の合計が10万円を超えた場合

(2) 総所得金額等が200万円未満の人は医療費の合計が「総所得金額等×5%」を超えた場合

1年間に支払った医療費の合計額(保険金などで補てんされる金額(注)) - 総所得金額等の5%

(注) 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費、家族療養費、出産育児一時金など

控除額の上限は200万円です。事前に受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。明細書の用紙は税務署や役場税務課で配布して

ます。
※医療費の明細書が作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。

③要介護認定該当者で障害者控除を受ける人

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人については、障害者や特別障害者の控除を受けることができます。

また、手帳の交付を受けていない人でも、介護保険法による要介護認定を受け、一定の要件を満たす場合は、障害者や特別障害者の控除を受けることができます。

控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定書の交付申請の手続きについては、介護支援課(☎0748-526501)へお問い合わせください。

確定申告を提出する前に「確認」ください

次のいずれかに該当する人は、確定申告書(第一表)の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

- ◆ 16歳未満の方を扶養する人
- ◆ 寄附金控除を受ける人
- ◆ 配当所得や株式譲渡所得があり、住民税額を源泉徴収されている人

こんなときは税務署で申告を

- ① 譲渡所得…土地・建物の売買や株式の取引による収入等の申告
- ② 配当所得…上場株式の配当などで申告分離課税を選択したもの
- ③ 青色申告
- ④ 準確定申告…平成28年中に亡くなられた人の申告
- ⑤ 先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- ⑥ 過年分(平成27年分以前の申告)
- ⑦ その他内容が複雑なもの

近江八幡税務署からのお知らせ

近江八幡税務署では、2月16日(木)から申告会場を開設し、確定申告に関する相談を行います。申告期間の初日や各週の月曜日は、大変込み合い長時間お待ちいただくことが予想されます。

なお、申告相談の受付は16時までとなっております。また、その日の混雑状況により、受付を早めに終了させていただくことがありますので、ご注意ください。

パソコンやタブレット等を用いて申告書を作成できます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、金額などの項目を入力すると税額などが自動計算され、申告書を作成することができます。作成したデータは、「コンビニエンスストア等でも印刷して税務署へ郵送で提出することができるため、税務署などへ出向く必要がなくなります。問い合わせ先◆税務課 住民税担当 ☎0748-526570